

唾液を検体とする新型コロナウイルス感染症に係る検査

Q&A

【全般について】

- Q 1 唾液を検体とした場合、1日にどの程度の件数を請け負うことができるのか。
- A 1 広島市医師会臨床検査センター：令和2年8月中旬からは1日最大180件程度
（これ以上の発注があった場合は、県外の民間検査機関に検査委託（500件程度）
福山臨床検査センター：令和2年9月からは1日最大500件程度（8月中は200件程度）
- Q 2 唾液によるPCR検査ができる医療機関として一般に公表されるのか。
- A 2 公表しない。県民へは、かかりつけ医や近隣の医療機関に電話確認のうえ、受診するようアナウンスする予定。
- Q 3 帰国者・接触者相談窓口（コールセンター）から検体採取のために誘導されることはないのか。
- A 3 コールセンターでは、相談者に対して、かかりつけ医や近隣の医療機関に受診可能か事前に電話で確認するよう応答し、特定の医療機関名をあげて唾液検査協力医療機関へ誘導することはない。また、保健所は、疑い患者を、帰国者・接触者外来（今回の唾液検査協力医療機関とは異なる）へ誘導し検体採取することとしている。
- Q 4 他の診療所等から検査のために患者を紹介されるようなことはあるのか。
- A 4 ない。
- Q 5 周辺の医療機関が実施していない場合、実施医療機関に患者が集中しないか。
- A 5 医療機関名が公表されないことから集中することは考えにくいですが、今回の募集には、なるべく多くの医療機関に応募いただきたい。
- Q 6 HER-SYSとはどのようなものか。使用法の説明はあるのか。パソコンを使っていないとダメなのか。
- A 6 国が、保健所、自治体（保健所以外の部門）、医療機関等の中で、新型コロナウイルス感染者等の情報（検査情報を含む）を迅速に共有するために開発したシステムで、インターネット環境があれば、パソコンやタブレットから各関係者が入力でき、クラウド上にデータが蓄積される。
今回応募いただいた唾液検査協力医療機関へは、使用マニュアルを示すとともに、保健所からログインに必要なIDを付与させていただく。概要は、厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html）から参照できる。

【申請手続について】

Q 7 今すぐの申込みはできないが後日の申込みは可能か。

A 7 締切りはなく随時受付し、委任状の提出時から契約が有効となる。

Q 8 すでに帰国者・接触者外来に登録されているが、再度、唾液を検体とする PCR 検査実施医療機関として届け出る必要があるのか。

A 8 帰国者・接触者外来においても集荷検査を利用する場合は、集荷・検査機関と契約する必要があるため、今回の募集に応募いただきたい。

【検査対象について】

Q 9 保健所を介さず、かかりつけ医の判断で検査を行うとされているが、検査の対象者は、医師が必要と判断すれば制限はないのか。基準はあるのか。

A 9 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う患者は行政検査の対象となる。

Q 10 小児も対象となるのか。

A 10 対象である。

Q 11 妊婦は症状がなく、感染者との接触がない場合も検査は可能か。

A 11 医師が総合的に判断し、感染を疑わなければ行政検査の対象とはならないが、感染の不安を抱え、PCR 検査を希望する妊産婦に対しては、別に「新型コロナウイルス感染症流行下における妊産婦総合対策事業」を実施する予定。また「ひろしま助産婦オンライン相談」を開始している。

Q 12 海外での入国審査用や勤務先などに提出する【陰性証明】として使用することは可能か。

A 12 行政検査の対象ではない。ビジネス渡航者への検査証明は、日本渡航医学会ホームページ掲載の医療機関を紹介すること。

Q 13 県外住所の患者や、県内でも自院の保健所管外住所の患者の検査は行うことができるか。

A 13 検査可能。

陽性結果の場合、患者の居住地に関係なく、医療機関所在地所管の県又は保健所設置市に電話連絡いただきたい。

なお、患者の自己負担分も、患者の居住地に関係なく、医療機関所在地所管の県又は保健所設置市から公費負担される。

Q 14 抗原検査を行うと申請した場合、唾液による PCR 検査を行うか抗原検査のどのよう使い分けを行えば良いか。

A 14 検査対象、医療従事者の感染防止対策に十分留意いただきながら、どちらを行うか判断いただきたい。また、PCR 検査はキットを用いた抗原検査より感度が高いこと、

キットを用いた抗原検査は 30 分程度で医療現場において結果が判明すること等も考慮いただきたい。

【検体の採取について】

Q 1 5 新型コロナウイルス感染症の疑い患者が他の患者と接触しないよう配慮することとされているが診療所のレイアウトとして分けることができないがどうすれば良いか。

A 1 5 可能な限り動線を分けることとされており、ドライブスルー方式や診療時間の分離も対策の一つである。

Q 1 6 検体採取時の防護策は。

A 1 6 唾液のみの検体採取の場合、標準予防策に加えて飛沫感染予防策及び接触感染予防策を実施すること。唾液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

Q 1 7 駐車場の車内で問診及び唾液の採取、診療所施設外（敷地内）での唾液検体採取は可能か。また、届け出は必要か。

A 1 7 可能。ただし、施設外で行う場合は、届出又は変更許可等の事務手続きが必要となるため、所管の保健所に相談いただきたい。

Q 1 8 受診前に電話で発熱等の申出のあった患者に対し、唾液検体を自宅で採取の上、医療機関に提出させてもよいか。

A 1 8 必ずしも、医師がその採取状況を現認することを求めるものではないが、基本的に医療機関で採取することとし、また、往診時等患者の自宅で採取する場合は医師がその場で持ち帰ること。

Q 1 9 唾液による PCR 検査の検体採取を行う医療機関に登録した場合、个人防护具（PPE）は支給されるのか。

A 1 9 サージカルマスク及び手袋については、流通は安定してきており、各医療機関において調達いただきたい。流通が滞り入手しづらい状況となった場合は、具備蓄予定分を唾液検査協力医療機関へ優先的に放出することも検討する。

Q 2 0 抗原検査キットで検査を行う医療機関に登録した場合、个人防护具（PPE）は支給されるのか。また、検査キットの入手はどのように行うのか。

A 2 0 上記と同じ。検査キットは、メーカーと提携している県内卸に発注すること。

【検査時の手続きについて】

Q 2 1 検査を行う際はどこかに報告は必要か。

A 2 1 集荷・検査機関へ連絡し、検体を集荷してもらう必要がある。

また、令和 2 年 7 月 15 日付け国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q&A について」Q 6 のとおり、検査の結果を問わず速やかに「新型コロナ

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」に入力すること。

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関する Q&A について（抜粋）

Q 6 医療機関において、PCR検査や抗原検査を行政検査として行った場合、HER-SYS を活用して検査結果を所管の都道府県等に報告しなければならないか。

（答）医療機関においてPCR検査や抗原検査を行政検査として実施した場合（行政検査の委託契約を遡って締結した場合も含む。）、当該医療機関は、検査の結果を問わず、速やかに、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）に入力することにより行う必要があります。

Q 2 2 検体回収容器はどのように入手するのか。

A 2 2 集荷・検査機関において用意され、各医療機関には事前に直接届けられる。

Q 2 3 唾液検体を採取した場合は回収を依頼する連絡を入れる必要はあるか。回収を待つ間の保管方法に定めはあるのか。

A 2 3 集荷・検査機関へ電話連絡等いただく必要がある。連絡方法の詳細は、集荷・検査機関が個別に各医療機関へ説明・調整を行う。

回収を待つ間、検体は、冷蔵庫（4℃以下）に、48 時間以上かかる場合は冷凍庫（-20 度以下）に保管すること。

Q 2 4 検査結果はどのように知らされるのか。電話での連絡？FAX？午前中に回収された検体の検査結果は当日中に行われるのか。どのくらいで結果が出るのかは患者に伝えなくて良いか。

A 2 4 陽性結果の場合は、検査機関から電話及びFAXにより至急連絡される。陰性結果の場合は、FAX や次回集荷時に結果報告書が手交される等、集荷・検査機関から個別に各医療機関へ方法について説明・調整される。

回収の時間帯については、検査結果判明までの時間を含め、集荷・検査機関が個別に各医療機関へ説明・調整を行う。そのうえで、各医療機関は、患者（被検者）に対して結果判明予定を伝えるとともに、結果判明までの間、自宅で安静にしておくよう説明いただきたい。

Q 2 5 検査結果が陽性だった場合の手続きや患者への連絡はどのように行えば良いか。

A 2 5 感染症法に基づく医師の届出を行う（HER-SYS に入力）とともに、所管の県又は保健所設置市に電話連絡いただきたい。また、患者へは医療機関からも連絡すること（保健所が入院調整、調査）。

Q 2 6 検査結果が陰性だった場合の手続きや患者への連絡、自宅待機の指示は必要か。

A 2 6 HER-SYS に入力すること。また、患者へは医療機関から連絡すること。陰性結果の場合は自宅待機の指示は必要ない。

Q 2 7 唾液の回収や抗原検査の検体採取のために使用した個人防護具の処分方法はどの

ように行えば良いか。

A 2 7 丈夫なプラ袋（二重使用）や段ボール容器（内袋使用）に梱包し、他の感染性廃棄物と一緒に廃棄いただきたい（陰性結果であった検体の採取に使用したものは、感染性廃棄物として取り扱う必要はない）。

【診療報酬等】

Q 2 8 検査を行うことで算定できる診療報酬のどの項目にあたるか。

A 2 8

- PCR 検査料（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出）：
1,800 点（患者自己負担分は公費負担）
- 微生物学的検査判断料：150 点（患者自己負担分は公費負担）
- 初再診料
- 院内トリアージ実施料：300 点